

滝ダム管理施設等清掃業務委託

債務負担行為に係る契約の特則

- 1 本契約の各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	0%
-------	----

令和8年度	100%
-------	------

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行予定額は、次のとおりとする。

令和7年度	0%
-------	----

令和8年度	100%
-------	------

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行予定額を変更することができる。